

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 7 月 1 日

エステー株式会社

## 吸収合併に係る事後開示事項

エステー株式会社（以下「当社」といいます。）は、吸収合併存続会社として、会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 7 月 1 日

#### 2. 吸収合併消滅会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

##### （1）株主の差止請求

吸収合併消滅会社であるエステービジネスサポート株式会社（以下「エステービジネスサポート」といいます。）は、当社の完全子会社であったため、株主の差し止め請求について該当はありません。

##### （2）反対株主の買取請求

エステービジネスサポートは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

##### （3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社であるエステービジネスサポートは、新株予約権を発行しておりません。

##### （4）債権者の異議

吸収合併消滅会社であるエステービジネスサポートに対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収合併消滅会社は、債権者に対して 2025 年 4 月 25 日付で官報に公告し、かつ、知っている債権者へ各別に催告を行いました。

#### 3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

##### （1）株主の差止請求

会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第 796 条の 2 柱書ただし書の規定により、該当はありません。

##### （2）反対株主の買取請求

会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易吸収合併であるため、該当はありません。

##### （3）債権者の異議

吸収合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2025 年 4 月 25 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

#### 4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 7 月 1 日をもって、エステービジネスサポートの資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）  
別添のとおりであります。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）  
2025 年 7 月 7 日（予定）
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）  
該当事項はありません。

以上

2025 年 7 月 1 日

東京都新宿区下落合一丁目 4 番 10 号  
エステー株式会社  
代表執行役社長 上月 洋

別添 エステービジネスサポート株式会社の事前開示  
資料

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025年6月16日

エステービジネスサポート株式会社

## 吸収合併に係る事前開示事項

エステービジネスサポート株式会社（以下「当社」といいます。）は、吸収合併消滅会社として、会社法第 782 条及び会社法施行規則第 182 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1. 吸収合併契約（会社法第 782 条第 1 項）

別添 1 のとおり、2025 年 4 月 9 日付にてエステー株式会社（以下「エステー」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併契約を締結いたしました。

#### 2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項）

エステーは、当社の全株式を所有しているため、本合併に際して、資本金及び資本準備金の増加並びに株式又はこれに代わる金銭等の交付はありません。

#### 3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び同条第 4 項）

該当事項はありません。

#### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び同条第 5 項）

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありません。

#### 5. 計算書類に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項）

##### （1）エステーについての事項

##### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項第 1 号イ）

エステーは、有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

##### ②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項第 1 号ハ）

エステーは、2024 年 9 月 27 日を効力発生日として、同社を存続会社とし、完全子会社の株式会社シャルダンを消滅会社とする吸収合併を行いました。

##### （2）当社についての事項

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況

に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

6. 本合併の効力発生日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

2025年6月16日現在、エステーおよび当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりであり、本吸収合併後、エステーの資産の額は負債の額を十分に上回るが見込まれます。

|      | 資産の額       | 負債の額       | 純資産の額      |
|------|------------|------------|------------|
| エステー | 41,576 百万円 | 10,927 百万円 | 30,649 百万円 |
| 当社   | 448 百万円    | 144 百万円    | 303 百万円    |

本吸収合併後のエステーの収益状況について、エステー及び当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。従って、本吸収合併により、エステーの負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

2025年6月16日

東京都新宿区下落合一丁目4番10号  
エステービジネスサポート株式会社  
代表取締役社長 辻 幹夫

## 別添 1 合併契約書

## 合併契約書



エステー株式会社（以下「甲」という。）とエステービジネスサポート株式会社（以下「乙」という。）とは、甲と乙が合併するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法及び当事会社）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号 エステー株式会社

住所 東京都新宿区下落合一丁目4番10号

（2）吸収合併消滅会社

商号 エステービジネスサポート株式会社

住所 東京都新宿区下落合一丁目4番10号

（本合併に際しての株式の交付及び割当て）

第2条 甲は、乙の全株式を甲が所有しているため、本合併に際し、金銭等の交付は行わないものとする。

（本合併に際して増加すべき資本金及び準備金の額）

第3条 本合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

（合併承認総会）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

(権利義務の承継)

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもって業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行するものとする。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第8条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態について重大な変動が発生し、若しくは判明した場合、又は、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生し、若しくは判明した場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は、法令上本合併に関して要求される関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。ただし、電磁的方法による場合は、本電子契約書ファイルを作成し、甲及び乙が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。なお本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2025年4月9日

甲：東京都新宿区下落合一丁目4番10号  
エステー株式会社  
代表執行役社長 上月 洋



乙：東京都新宿区下落合一丁目4番10号  
エステービジネスサポート株式会社  
代表取締役社長 辻 幹夫



